

新任町内会長説明会

岡山市役所

市民協働企画総務課

開会あいさつ

町内会とは

参照：岡山市町内会ハンドブック令和7年度版 P.3

一般的に町内会と呼ばれている地縁による団体は、町内会、自治会、区長会等、名称は様々ですが、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」であり、会員相互の親睦を図りながら、住み良い豊かなまちづくりを目指して活動している住民による自治組織です。

○区域に住所を有する以外に加入条件は不要

青年団や婦人会のように、性別や年齢などの条件が必要な団体やスポーツや伝統芸能保存など活動目的が限定されている団体は、地縁による団体とは言えません。

○町内会の活動

- ・環境美化 ゴミステーションの設置・管理や、道路・水路の清掃等の美化活動
- ・広報連絡 広報紙の配布やお知らせ文書の回覧
- ・防犯、交通安全 防犯灯の設置や防犯パトロール、交通安全の呼びかけ
- ・防災活動 自主防災会の設置や避難訓練
- ・親睦行事 夏祭りや、花見等各種行事
 など

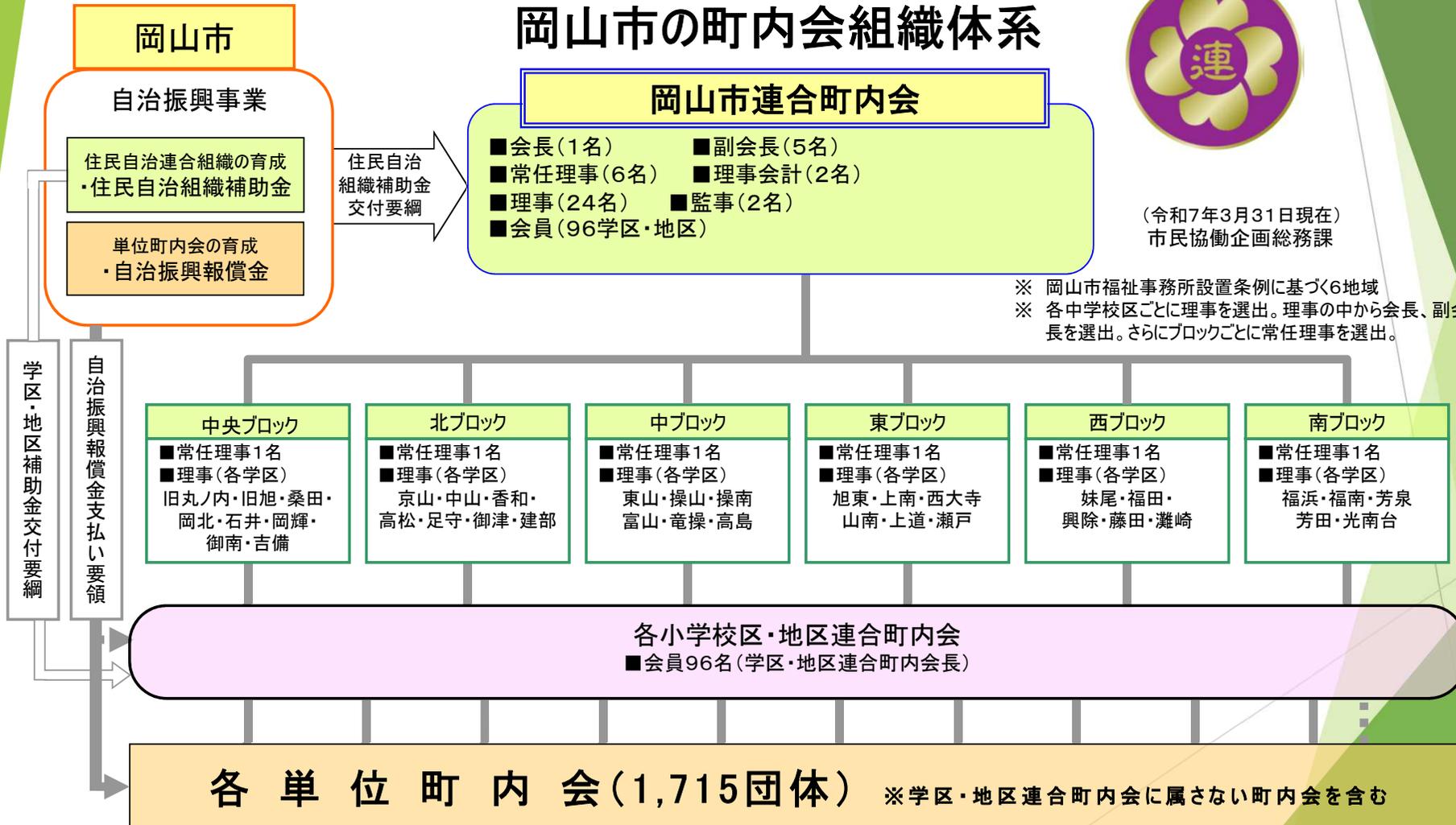
町内会の現状

岡山市の町内会組織体系



(令和7年3月31日現在)
市民協働企画総務課

※ 岡山市福祉事務所設置条例に基づく6地域
※ 各中学校区ごとに理事を選出。理事の中から会長、副会長を選出。さらにブロックごとに常任理事を選出。



「岡山市町内会等との協働による地域社会の活性化推進に関する条例」が施行されました。

◆条例制定の経緯◆

町内会等は各地域の共助の担い手として多岐にわたり活動し、様々な地域課題へ対応するなど、地域コミュニティの中核として、市政推進に欠かせない存在であり、市との協働関係にあります。

近年では、激甚化する自然災害への備え、普段からの防犯、防災への対策など、地域住民の支え合いの必要性が高まっており、普段からの交流や助け合いのため、町内会等の果たす役割はますます重要となっています。

しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化に伴う加入率低下、役員の高齢化、担い手不足など、数々の課題を抱えており、今後、町内会等の維持、存続が困難な状況に陥るおそれがあり、地域の活力そのものが低下していくことが危惧されます。

こうした背景を踏まえ、議員提案条例として制定されました。



◆ 条例の内容 ◆

基本理念

町内会の維持と活動の活性化

- それぞれが地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組む。
- 町内会は、地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を共有する。
- 町内会活動は、地域住民の交流によって相互に協力しながら、自主的に行う。
- 町内会活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観や自主性を最大に尊重して行う。



地域住民及び事業者の役割

- 自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識する。
- 町内会の意義や重要性について理解を深める。
- 町内会活動への参加や協力を努める。

岡山市の責務

- 町内会の維持と活動の活性化を進めるために必要な施策を実施する。
- 町内会に協力を依頼する場合は、町内会の負担が過重にならないように配慮する。
- 地域住民及び事業者に対して町内会等に係る広報その他啓発活動を実施する。

町内会等の役割

- 暮らしやすい地域コミュニティの維持と形成に努める。
- 運営について地域住民にとって理解しやすいものとなるように努める。
- 町内会の連合体や他の町内会、地域でまちづくりを行う諸団体、事業者との連携及び調整に努める。

岡山市連合町内会の役割

- 多様な地域活動の中心的な役割を担い、住民福祉の向上と市勢の発展のために活動する。

令和7年度に新設・拡充した補助制度について

●地域活動負担軽減支援補助金 参照：岡山市町内会ハンドブック令和7年度版P.46

町内会活動の一環として実施している草刈りや清掃等の地域活動の負担軽減を図るため、次に掲げる5品目の物品の購入に対して補助金を交付します。

※購入後の申請は受付できません。

「交付決定通知書」が届いてから購入ください。

- ・草刈り機（替刃を含む）
- ・ブロワー
- ・屋外掃除機
- ・泥上げ機
- ・側溝の蓋上げ機

※なお、電動式の物品は充電器・予備バッテリーを含む。

申請については、学区・地区連合町内会ごととなりますので、ご加入の学区・地区連合町内会にご相談ください。学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会は各区役所総務・地域振興課にご申請ください。

令和7年度から
地域活動負担軽減支援補助金
を交付します！

少子高齢化や人口減少による地域活動の担い手不足が地域の課題となる中、町内会活動の一環として実施している草刈りや清掃等の地域活動の負担軽減を図るため、必要な物品の購入に対して、補助金を交付します。

制度概要

<補助対象団体>
岡山市町内会名簿に掲載されている学区・地区連合町内会及び学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会
※この補助金は事業実施期間（令和7年度～9年度）を通じて一回のみ交付を受けることができます。

<補助対象物品>
(1) 草刈り機（替刃を含む）
(2) ブロワー
(3) 屋外掃除機
(4) 泥上げ機
(5) 側溝の蓋上げ機
※なお、電動式の物品は充電器・予備バッテリーを含みます。

<補助金額>
対象物品の購入に要する費用の額。
(学区・地区連合町内会は50万円を限度とし、学区・地区連合町内会に非加入の単位町内会は3万円を限度とします。)

申請期間・方法

<令和7年度の申請受付期間>
令和7年6月2日（月）～令和8年3月31日（火）
※令和8年3月31日までに事業（物品の購入）が完了するものに限り、ます。

<申請場所>
該当する各区役所の総務・地域振興課
開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
祝日・年末年始は開庁

<問い合わせ先>
市民協働企画総務課 TEL086-803-1063
北区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-803-1656
中区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-901-1602
東区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-944-5038
南区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL086-902-3502

●コミュニティ活動推進備品助成事業

～申請の際に注意いただきたいこと～

・屋外掲示板や物置の区分で申請される場合、設置場所が町内会所有以外の私有地の場合は、**土地使用承諾書の写し**、公有地の場合は**占用許可書の写し**が必要です。

様式は岡山市のHPでダウンロードいただくか、各区役所の総務・地域振興課で紙で受け取ってください。

- ・**修繕・購入後の申請は受付できません。**
「交付決定通知書」が届いてからの修繕・購入ください。
- ・1年に1品目申請できます。**同じ品目については5年間申請できません。**



自治振興報償金について

参照：岡山市町内会ハンドブック令和7年度版P.47

町内会活動や充実や環境美化等暮らしやすい地域づくりの推進に資するため、単位町内会に対し、支払うものです。市からのお願いする様々な役務に関しての謝金となります。

《町内会コード》

《代表者郵便番号》
岡山市《代表者住所》
《組織名》
《代表者名》 様

令和6年度自治振興報償金及び町内会名簿世帯数調査表
令和6年度の自治振興報償金の振込口座及び世帯数についてご回答願います。
(令和7年1月0日までにご返送ください)

1. 世帯数について(変更があればお枠内に記載してください)

世帯数	現在の町内会名簿上の世帯数 《世帯数(主)》 世帯	令和7年1月1日現在の世帯数 世帯
-----	------------------------------	----------------------

2. 振込先の情報(変更があればお枠内に記載してください)

金融機関名	《銀行名》	今年度の振込先
支店名	《支店名》	
預金種別	《預金種別》	普通・当座
口座番号	《口座番号》	
口座名義カナ	《受取人名カナ》	
口座名義	《受取人名》	

注) ① 通帳と照らし合わせ、正確にご記入ください。(特に口座名義カナにご注意ください)
② 口座は町内会名義のものに限ります。
③ ゆうちょ銀行の場合は、支店名欄に、支店番号(五桁八等)をご記入ください。

岡山市長様
令和 年 月 日
上記のとおり報告します。

町内会名 _____
代表者 _____
住所 岡山市 _____
氏名 _____ □ 署名
□ 記名・押印 (どちらかに印)
〒 _____

会長以外のお問い合わせ先 _____
(会長以外の方(会計等)の連絡先があればご記入下さい。)

12～1月に各区役所の総務・地域振興課から左のような世帯数調査票をお送りしますので、1月1日時点の世帯数をご報告ください。

3月に世帯数に応じた金額をご指定いただいた口座にお振込みします。

用途は指定しておりませんので、町内会員のみなさんとお話合って活用ください。



市への要望の仕方について

▶ 1. 担当課が分かっている場合 or 担当課を調べたい場合

- ▶ 岡山市ホームページ「各課の窓口」を参照。

https://www.city.okayama.jp/soshiki_list.html



▶ 2. 担当課が分からない場合

- ▶ ・岡山市ホームページ「ご意見・ご提案」の専用のフォームから送信。

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000001222.html>

- ▶ ・または、岡山市代表番号に電話（086-803-1000）



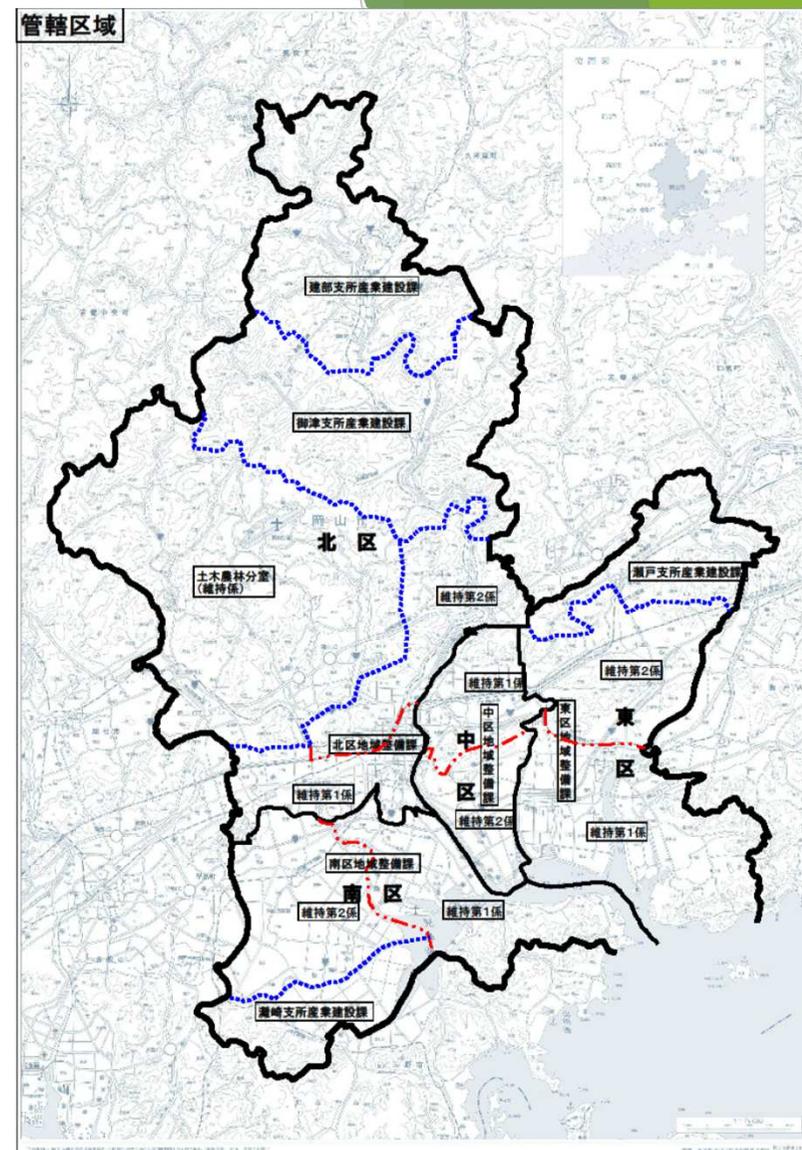
日常的に対応が多いもの (道路・公園)

- ▶ 道路で猫が轢かれて死んでいる。
- ▶ 道路に穴が開いている。
- ▶ 公園の遊具が壊れている。

→その道路・公園を管理している各区役所・**地域整備課**、
各支所・**産業建設課**、**土木農林分室**にご連絡ください。
職員が現場を確認に行き、対応します。

※岡山市は市道・県道および一部の国道
(250号、429号、484号)を管理しています。
その他の国道(2号、30号、53号、180号)
は国直轄です。

- ▶ 休日・夜間は市役所代表電話番号へ(086-803-1000)



日常的に対応が多いもの (道路・公園)

▶ 岡山市役所公式LINEのご活用を！

スマートフォンでLINEをお使いの方は
是非「岡山市役所公式LINE」をお友達に追加してください。
岡山市役所公式LINEアカウントには
「道路・公園損傷等通報」機能がついています。

市民の皆様と岡山市をつなぐ！公式LINEのご案内
<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000002466.html>



LINEのお友達登録はコチラから→





通報者

- 岡山市役所公式
LINEから通報



該当部署

- 通知を確認
(位置情報で自動振り分け)



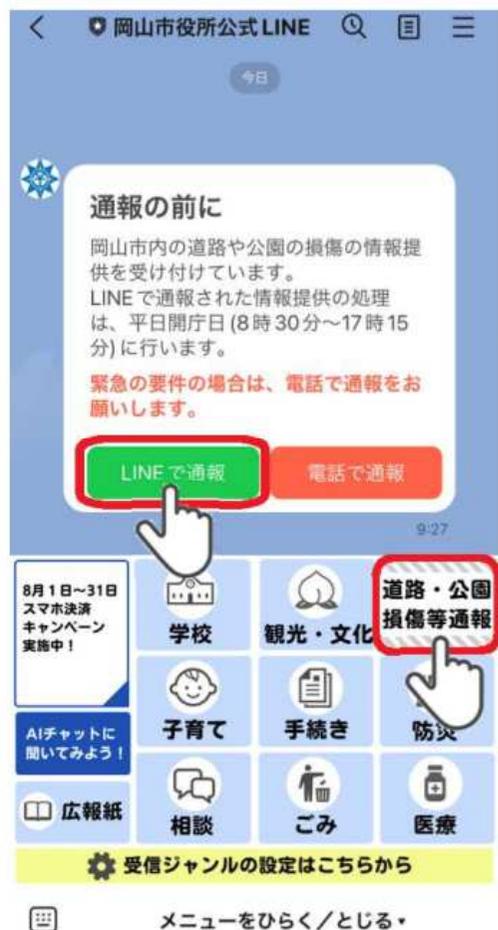
該当部署

- 現場を確認
- 補修等対応



ステップ①

メニューの「道路・公園損傷等通報」からLINEの通報がスタート！



ステップ②

「道路」「公園」のいずれかをタップ



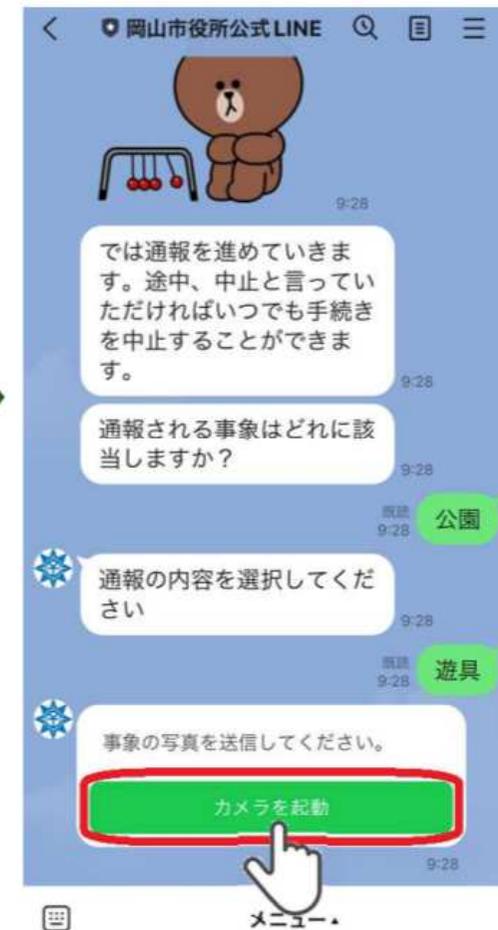
ステップ③

通報の内容を選んでね



ステップ④

カメラで壊れているところを撮影！



ステップ⑤

「以上」を押して写真を決定！



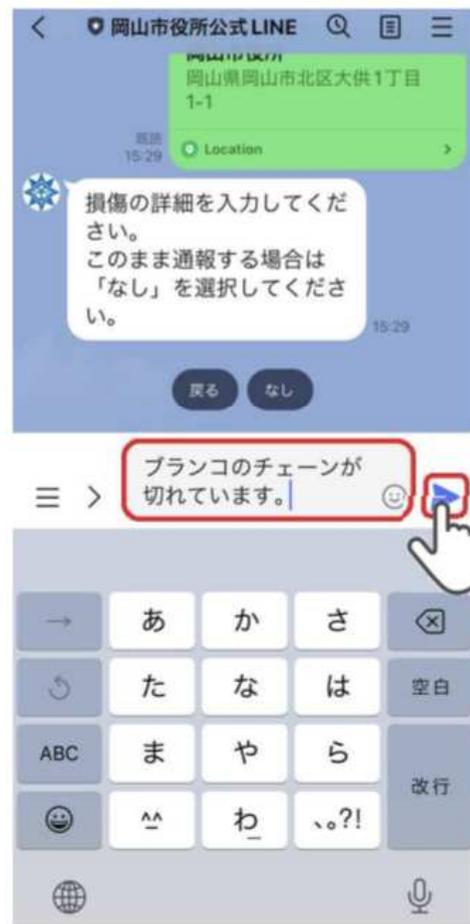
ステップ⑥

「位置情報」から場所を教えてね



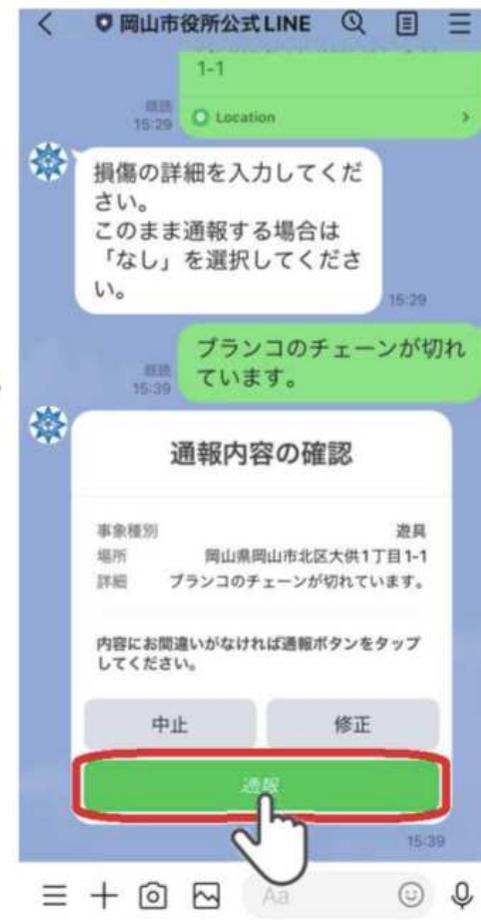
ステップ⑦

損傷の詳細を入力して▶をタップ



ステップ⑧

内容を確認して送信！



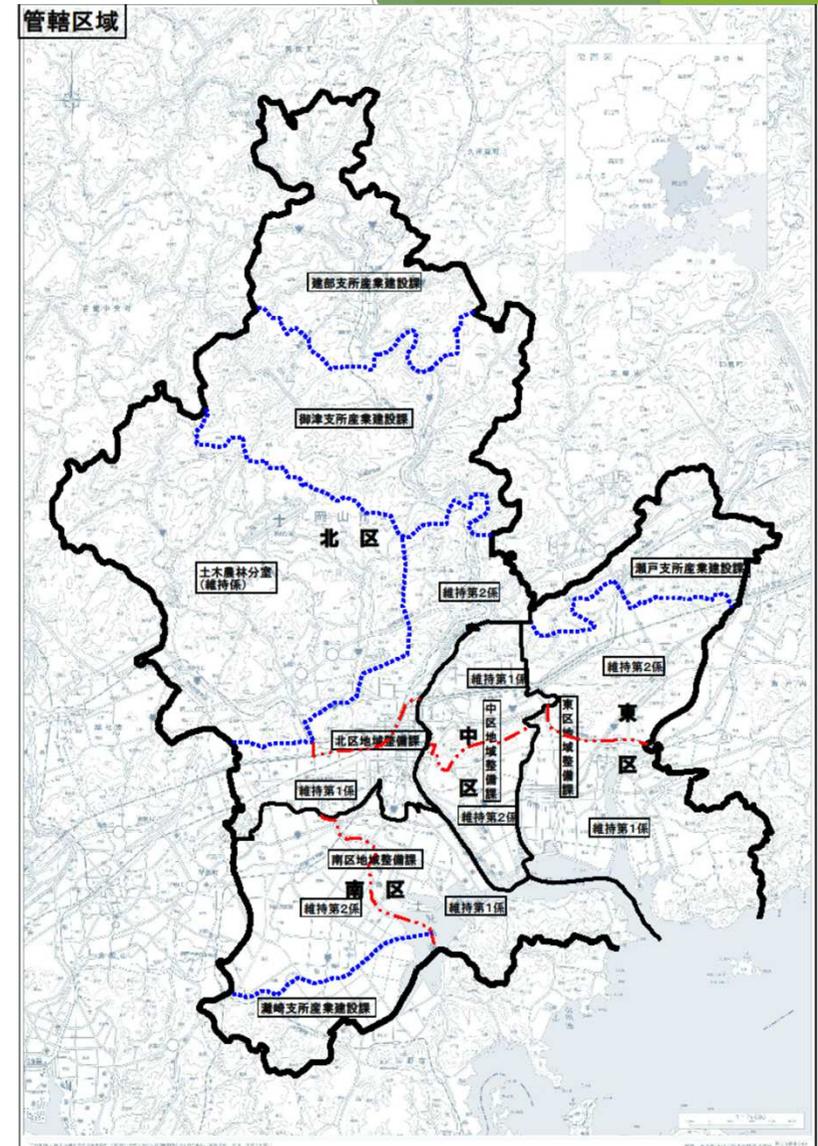
日常的に対応が多いもの (道路)

- ▶ 道路にカーブミラーを付けてほしい。
→その道路を管理している各区役所・**地域整備課**、
各支所・**産業建設課**、**土木農林分室**に
要望書を提出してください。

「要望書」

様式は任意のもので構いません。

町内会単位で要望をまとめ、担当課の課長宛てに
町内会長名で提出してください。



市民活動支援事業一覧表



解決したい事があるけど、市の制度を探すのは大変

市民活動を支援する市の施策を1つにまとめた
「市民活動支援事業一覧表」が便利です。



岡山市の市民活動支援制度について、7つの分野別に分類。

事業ごとに、支援対象者、支援内容、問合せ先、URLなどを掲載しています。

※分野別、支援対象者別、支援内容別に検索できます。

令和7年度市民活動支援事業一覧表

<https://www.city.okayama.jp/kyoudou/0000040449.html#link-3>



**市の業務はみなさまの
生活に密着したものであり、
対象となる事象は多岐に渡ります。**

**すべてを網羅することはできませんが、
本日の資料を参考に、地域の課題解決の
一助としていただければ幸いです。**



ご清聴ありがとうございました

